

議案第80号

大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第11条－第24条）

第2節 仲卸業者（第25条－第31条）

第3節 売買参加者（第32条－第34条）

第4節 関連事業者（第35条－第38条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第39条－第52条）

第4章 市場の業務に関する品質管理（第53条）

第5章 市場施設の使用（第54条－第66条）

第6章 監督（第67条－第69条）

第7章 市場運営協議会（第70条）

第8章 雑則（第71条－第78条）

附則

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、大阪市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び施設の管理について定めるとともに、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき市場の業務の方法、取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項等

を定め、市場の適正かつ健全な運営を図ることにより、公正な取引の場として安定的に生鮮食料品等を供給する市場の重要な機能を確保し、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

第6条から第10条までを削る。

第5条中第2項を削り、第1章中同条を第6条とし、同章中同条の次に次の4条を加える。

(市長の責務)

第7条 市長は、法、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）及び卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）に基づき、第1条の目的を達成するため、適切かつ安定的に市場を運営するとともに、取引参加者間の市場における連携の強化のための取組みの促進その他の市場における取引の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督しなければならない。

3 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売業者の役割)

第8条 卸売業者は、市民その他の消費者の需要を満たすために必要な生鮮食料品等を、市場に安定的に集荷するよう努めるものとする。

2 卸売業者は、集荷した生鮮食料品等を、仲卸業者又は売買参加者を通じた適切な分荷を行うことにより、市民その他の消費者に効率的に供給するよう努めるものとする。

3 卸売業者は、せりの実施その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

(仲卸業者の役割)

第9条 仲卸業者は、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を、市民その他の消費者の需要に応じて適切に分荷し、市民その他の消費者に安定的かつ効率的に供給するよう努めるものとする。

2 仲卸業者は、せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

(売買参加者の役割)

第10条 売買参加者は、せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中

「

本場及び東部市場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長の定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料品

加工食料品部 加工食料品（市長の定めるものを除く。）及び鳥卵

」

を

「

本場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

加工食料品部 加工食料品（市規則で定めるものを除く。）

東部市場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

」

に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「(市場の名称及び位置)」に改め、同条中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
大阪市中央卸売市場	
本場	大阪市福島区野田1丁目
東部市場	大阪市東住吉区今林1丁目
南港市場	大阪市住之江区南港南5丁目

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項から第7項までに規定するもののほか、法の例による。

- 2 この条例において「卸売業者」とは、法第2条第4項に規定する卸売業者であつて、第11条第1項の許可を受けたものをいう。
- 3 この条例において「卸売の業務」とは、市場に出荷される第11条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において次項に規定する仲卸業者、第6項に規定する売買参加者その他の取引参加者に卸売をする業務をいう。
- 4 この条例において「仲卸業者」とは、法第2条第5項に規定する仲卸業者であつて、第25条第1項の認定を受けたものをいう。
- 5 この条例において「仲卸しの業務」とは、卸売を受けた第25条第1項の認定に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、市場内の店舗において仕分け又は調製(以下「分荷」という。)を行い、販売する業務をいう。
- 6 この条例において「売買参加者」とは、第32条第1項の認定を受けてせり又は入札に参加して卸売業者から当該認定に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売を受ける者をいう。

7 この条例において「関連事業者」とは、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の者であつて、市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務として市規則で定めるもの（以下「関連事業」という。）を市場において行うものをいう。

第11条を次のように改める。

（卸売業務の許可）

第11条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第4条第1項の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、事業計画書その他市規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき

(2) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき

(3) 申請者が、第69条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき

(4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第69条第1項第3号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員とし

て在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものとして市長が認めるものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 第69条第1項第5号の規定による役員解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき

(6) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の市場及び取扱品目の部類について第1項の許可を受けている場合又はその申請をしている場合にあつては、当該他の市場及び取扱品目の部類について同条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っているとき

(7) 申請者が行おうとする卸売の業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実に認められないとき

(8) 申請者が行おうとする卸売の業務が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき

5 市長は、申請者が第16条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。

6 第4項第6号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、市規則で定めるところにより計算するものとする。

第49条から第51条までを削り、第48条を第51条とする。

第47条第1号中「せり売に関して」を削り、同条第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第50条とする。

第46条第1項中「場合」を「方法による取引」に改め、同条第2項中「卸売業者、仲卸業者又は売買参加者」を「取引参加者」に、「市場」を「6月以内の期間を定めて市場」に改め、同項第2号中「買受代金（買い受けた額に100分の110（31年軽減対象取引にあつては、100分の108）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）」を「第44条第4項の規定に違反して、買受代金」に改め、同条を第49条とし、第39条から第45条までを削り、第38条を第48条とし、第37条を削る。

第36条の見出しを「(差別的取扱いの禁止)」に改め、同条第1項中「若しくは売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に改め、同条中第2項を削り、同条を第40条とし、同条の次に次の7条を加える。

(売買取引の方法)

第41条 卸売業者が市場において行う第11条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に行う売買取引の方法をいう。以下同じ。）のいずれかによらなければならない。

2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者又は売買参加者以外の者を参加させてはならない。

3 市長は、市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合又は市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合は、第1項の規定にかかわらず、生鮮食料品等の卸売をせり売又は入札の方法によることを卸売業者に指示することができる。

4 食肉部の卸売業者は、流通の形態、価格の変動の程度その他の事情を考慮して市規則で定める生鮮食料品等の品目の卸売については、第1項の規定にかかわらず、出荷者の供給事情その他の事情を勘案して市長が定める一定の割合に相当する部分をせり売又は入札の方法によらなければならない。

5 食肉部の卸売業者は、前項の規定の適用を受ける卸売について、次に掲げる事情がある場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると

認めて承認したときは、同項の規定にかかわらず、相対による取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 食肉部の卸売業者と仲卸業者、売買参加者その他の取引参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要がある場合その他やむを得ない理由によりせり売又は入札を行う時間的余裕がない場合

(売買取引の条件の公表)

第42条 卸売業者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 第44条第2項に規定する委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等（第44条第2項に規定する売買仕切金及び同条第4項に規定する買受代金をいう。次号において同じ。）の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

- (7) その他市規則で定める事項

(受託拒否の禁止)

第43条 卸売業者は、第11条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、当該生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合その他市規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(決済の方法)

第44条 取引参加者は、市場における取引に係る決済を速やかに行わなければならない。

2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、受託物品の卸売金額（卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（以下「せり売等」という。）に係る価格に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項の規定の適用を受ける取引（以下「軽減対象取引」という。）にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）から委託手数料（市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する手数料をいう。以下同じ。）その他の委託者の負担する費用を控除した金額（以下「売買仕切金」という。）を、委託者と特約をした期日までに支払わなければならない。

3 卸売業者は、委託者に対し、売買仕切書（市規則で定める事項を記載した取引の明細書をいう。）を送付して、売買仕切金の算定根拠を明らかにしなければならない。

4 取引参加者は、市場における取引により生鮮食料品等を買受けたときは、当該取引に係る取引参加者間で特約をした期日までに、その買受代金（生鮮食料品等を買受けた価格（以下「買受価格」という。）に100分の110（軽減対象取引にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

5 市場における取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金その他当該取引に係る取引参加者間で特約をした方法によるものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第45条 卸売業者は、毎開場日、市規則で定めるところにより、第41条第1項に規定す

る売買取引の方法ごとに区分して、その日（午前0時から午後12時までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量をあらかじめ市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、市規則で定めるところにより、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を市長に報告しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値（最も高い卸売価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、流通の形態を考慮して市長が定める品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、流通の形態を考慮して市長が定める品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うものとする。
- 3 卸売業者は、毎月、市規則で定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、主要な品目ごとの卸売の数量並びに卸売金額及び税抜卸売金額（せり売等に係る価格の合計額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。
- 4 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者以外の者に生鮮食料品等の卸売をしたときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売金額その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。
- 5 卸売業者は、生鮮食料品等を市場内に集荷せずに卸売したときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。
- 6 仲卸業者は、卸売業者以外の者（市規則で定める者を除く。）から生鮮食料品等を買入れて販売したときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量並びに買受代金の合計額及び税抜買受金額（買受価格の合計額をいう。以下同じ。）その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。
- 7 卸売業者は、市規則で定めるところにより、奨励金等の種類ごとの交付先及び交付額（第42条第6号の規定によりその条件を公表した奨励金等に係るものに限る。）を

市長に報告しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第46条 卸売業者は、毎開場日、卸売を開始するまでに、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量を公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

3 卸売業者は、毎月、市規則で定めるところにより、その前月の委託手数料の種類ごとの受領額（第42条第4号の規定によりその条件を公表した委託手数料に係るものに限る。）及び当該前月の奨励金等の種類ごとの交付額（同条第6号の規定によりその条件を公表した奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

4 前3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第47条 市長は、卸売業者から第45条第1項の報告を受けたときは、速やかに、その日に卸売をされる生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

2 市長は、卸売業者から第45条第2項の報告を受けたときは、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに、前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格並びにその日に卸売をされた生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

3 前2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第34条及び第35条を削り、第33条を第39条とする。

第32条中「第22条」を「第28条」に改め、第2章第4節中同条を第38条とし、第31条を削る。

第30条の見出しを「(関連事業の承認の取消し)」に改め、同条第1項中「第28条第3項各号の1に」を「前条第3項各号(第3号を除く。)のいずれかに」に、「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「1に」を「いずれかに」に、「第28条第1項の許可」を「前条第1項の承認」に改め、同項第1号中「第28条第1項の許可」を「前条第1項の承認」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第2号中「とき。」を「とき」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前条第3項第3号に該当することとなつたとき

第30条を第37条とし、第29条を削る。

第28条の見出しを「(関連事業の承認)」に改め、同条第1項中「市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務」を「関連事業」に、「許可する」を「承認する」に改め、同条第2項中「の許可」を「の承認」に、「市長の」を「市規則で」に、「許可申請書」を「承認申請書」に改め、同条第3項中「第1項の許可」を「第1項の承認」に、「同項の許可」を「同項の承認」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「許可」を「承認」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 申請者が行おうとする関連事業が暴力団の利益になるとき

第28条を第36条とする。

第27条の2中「(次条第1項の規定により市長の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を削り、「市長が」を「業務の種類ごとに市場の機能への影響の程度、市場の施設の規模その他の事情を考慮して市規則で」に改め、同条を第35条とする。

第27条第1項第1号中「売買参加の」を「前条第1項の認定に係る」に改め、同項第3号中「市長が」を「市規則で」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法人である場合には、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき
第2章第3節中第27条を第33条とし、同節中同条の次に次の1条を加える。

(売買参加の認定の取消し)

第34条 市長は、売買参加者が第32条第4項第1号、第2号、第4号、第5号前段又は第6号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第1項の認定を取り消すものとする。

2 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第32条第1項の認定を受けたことが判明したとき

(2) 第32条第4項第3号又は第5号後段に該当することとなつたとき

第26条を削る。

第25条の見出しを「(売買参加の認定)」に改め、同条第1項中「卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。）」は、市長の承認」を「せり又は入札に参加して卸売業者から生鮮食料品等の卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。）」は、市長の認定」に改め、同条第2項中「承認は、第3条」を「認定は、第4条第1項」に改め、同条第3項中「の承認」を「の認定」に、「市長の」を「市規則で」に、「承認申請書」を「認定申請書」に改め、同条第4項中「第1項の承認」を「市長は、第1項の認定」に、「1に」を「いずれかに」に、「承認を受けることができない」を「認定をしてはならない」に改め、同項第1号中「とき。」を「とき」に改め、同項第2号中「第63条第3項の規定による承認」を「第69条第3項第3号の規定による認定」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第3号中「卸売」を「せり又は入札の方法による卸売」に、「有していない者であるとき。」を「有しないとき」に改め、同項第4号中「とき。」を「とき」に改め、同項第5号中「市場の」を削り、「認めるとき。」を「して市規則で定めるものであると

き」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 申請者が市場において行おうとする業務が暴力団の利益になるとき
第25条を第32条とする。

第24条中「市長の」を「市規則で」に改め、第2章第2節中同条を第31条とする。

第23条ただし書中「市長が特に認める」を「事業年度の期間を別に定める旨を市長に届け出た」に改め、同条を第30条とする。

第22条第1項第5号中「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

(仲卸業務の認定の取消し)

第29条 市長は、仲卸業者が第25条第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号又は第8号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第1項の認定を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第25条第1項の認定を受けたことが判明したとき
- (2) 正当な理由なく第25条第1項の認定の通知を受けた日から1月以内にその業務を開始しないとき
- (3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき
- (4) 正当な理由なくその業務の遂行を怠つたとき
- (5) 第25条第4項第4号又は第7号に該当することとなつたとき

第21条第2項中「市長の」を「市規則で」に改め、同条第3項中「第17条第1項」を「第25条第1項の認定及び第56条第1項の使用」に改め、同条第4項中「第17条第4項の」を「第25条第4項の」に改め、後段を削り、同条を第27条とする。

第20条第1項中「地位」を「地位（前条第1項の認定及び第56条第1項の使用の許可を受けた地位をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「市長の」を「市規則で」に改め、同条第4項中「第17条第4項の」を「前条第4項の」に、「第17条第4項中」を

「同条第4項中」に、「許可の」を「認定の」に、「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、「、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と」を削り、同条を第26条とし、第18条及び第19条を削る。

第17条の見出しを「(仲卸業務の認定)」に改め、同条第1項中「許可」を「認定」に改め、同条第2項中「許可」を「認定」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第3項中「の許可」を「の認定」に、「市長の」を「市規則で」に、「許可申請書」を「認定申請書」に改め、同条第4項中「第1項の許可」を「第1項の認定」に、「同項の許可」を「同項の認定」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第3号中「第63条第2項」を「第69条第2項第3号」に、「許可」を「認定」に改め、同項中第8号を次のように改める。

(8) 申請者が行おうとする仲卸しの業務が暴力団の利益になるとき

第17条を第25条とし、第16条を削る。

第2章第1節中第15条の3を第24条とする。

第15条の2中「第12条第6項」を「第19条第5項(第20条第3項において準用する場合を含む。)」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第23条とする。

第15条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条各号中「とき。」を「とき」に改め、同条を第22条とする。

第14条中「第12条第1項」を「第19条第1項」に、「1に」を「いずれかに」に改め、同条を第21条とする。

第13条第2項中「市長の」を「市規則で」に改め、同条第3項中「第6項」を「第5項」に改め、同条を第20条とする。

第12条第2項中「市長の」を「市規則で」に改め、同条第3項中「1に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第3号中「第63条第5項」を「第69条第5項」に改め、同項中第5号を削り、同条中第4項を削り、同条第5項第1号中「及び住所」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「登録申請者」を「当該登録に係る卸売業者」に、「登録証」を「市規則で定める登録証」に改め、同項を同条

第5項とし、同条第7項第2号中「第14条又は第63条第5項」を「第21条又は第69条第5項」に改め、同項第3号中「第63条第5項」を「第69条第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条を第19条とし、第11条の次に次の7条を加える。

(純資産額)

第12条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、市場の業務の規模、取扱品目の流通の状況その他の事情を考慮して市規則で定める額とする。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から市規則で定めるところによりその純資産額が第1項の規定により定められた純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき又は当該期間内に当該申出があつても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならない。

5 前条第6項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。

(純資産額の報告等)

第13条 卸売業者は、市規則で定めるところにより、市長に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 卸売業者は、市規則で定めるところにより、市規則で定める期間ごとに、市長に対

し、市規則で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

3 第11条第6項の規定は、第1項の純資産額について準用する。

(卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第14条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位（第11条第1項の許可及び第54条第1項の使用の許可を受けた地位をいう。以下同じ。）を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第11条第4項及び第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第15条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき
- (2) 卸売の業務を廃止しようとするとき
- (3) 名称若しくは商号又は主たる事務所の所在地に変更があつたとき
- (4) 資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき
- (5) その他市規則で定める事由が生じたとき

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第11条第4項第2号、第4号又は第8号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第11条第1項の許可を受けたことが判明したとき

(2) 正当な理由なく第11条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき

(3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき

(4) 正当な理由なくその業務の遂行を怠つたとき

(5) 第11条第4項第5号又は第7号に該当することとなつたとき

(卸売業者の事業年度)

第17条 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。ただし、事業年度の期間を別に定める旨を市長に届け出た場合は、この限りでない。

(卸売業者の事業報告書の作成等)

第18条 卸売業者は、事業年度ごとに、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により作成した事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として市規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、市規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

第52条から第56条までを削る。

第57条中「市長が正当な理由があると認めるとき」を「通常の売買取引において予見し難い特別の事情が生じた場合その他正当な理由があるものとして市規則で定める場合」に改め、同条を第52条とする。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 市場の業務に関する品質管理

第57条の2第1項第4号中「その他」を「その他市規則で定める」に改め、同条第2項中「方法」を「方法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に定めるところ」に改め、第4章中同条を第53条とする。

第5章中第58条の前に次の4条を加える。

（卸売場等の使用許可）

第54条 第11条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る卸売の業務に使用する卸売場（卸売の業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。）及び附帯施設（第1条の目的を達成するために必要な施設をいう。以下同じ。）について、市長に使用の許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により使用の許可を受ける卸売場及び附帯施設の位置は、市長が指定する。
- 4 卸売業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る卸売場及び附帯施設の使用を開始してはならない。
- 5 市長は、第16条第1項若しくは第2項又は第69条第1項第3号の規定により第11条第1項の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者に係る第1項の使用の許可を取り消すものとする。
- 6 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき
 - (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不相当と認めるとき
 - (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
- (保証金)

第55条 前条第4項の保証金の額は、同条第1項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設に係る第64条第1項の使用料（売上高割使用料を除く。）の3月分に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、3月以内の使用の許可の期間を定めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前条第4項の保証金は、次に掲げる有価証券をもつてこれに充てることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、市規則で定める。

4 前条第4項の保証金は、第64条第1項の使用料、同条第2項の電気、水道等の費用であつて市規則で定めるものその他の納付金の納付を遅延した場合においてこれに充当することができる。

5 卸売業者は、前項の規定による充当により保証金に不足が生じたとき又は預託すべき前条第4項の保証金の額が増額されたときは、不足額に相当する金額を、市長の指定する期日までに本市に追加して預託しなければならない。

(仲卸売場等の使用許可等)

第56条 第25条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る仲卸しの業務に使用する仲卸売場（仲卸しの業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。）及び附帯施設について、市長に使用の許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により使用の許可を受ける仲卸売場及び附帯施設の位置は、市長が指定する。
- 4 仲卸業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る仲卸売場及び附帯施設の使用を開始してはならない。
- 5 前条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「同条第1項の使用の許可を受けた卸売場」とあるのは「第56条第1項の使用の許可を受けた仲卸売場」と読み替えるものとする。
- 6 市長は、第29条第1項若しくは第2項又は第69条第2項第3号の規定により第25条第1項の認定が取り消されたときは、当該認定を取り消された者に係る第1項の使用の許可を取り消すものとする。
- 7 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき
 - (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不相当と認めるとき
 - (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき(関連事業に係る施設の使用許可等)

第57条 関連事業者は、関連事業に使用する附帯施設について、市長に使用の許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により使用の許可を受ける附帯施設の位置は、市長が指定する。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附帯施設の使用を許可しない。
 - (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
 - (3) 管理上支障があるとき
 - (4) その他市長が不相当と認めるとき
- 5 関連事業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る附帯施設の使用を開始してはならない。
- 6 第55条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「同条第1項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設」とあるのは「第57条第1項の使用の許可を受けた附帯施設」と、「使用料(売上高割使用料を除く。)」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
- 7 市長は、第37条第1項又は第2項の規定により第36条第1項の承認が取り消されたときは、当該承認を取り消された者に係る第1項の使用の許可を取り消すものとする。
- 8 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。
- (1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき
 - (2) 第4項各号に定める事由が発生したとき
 - (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
- 第58条を次のように改める。

(卸売業者等以外の者への施設の使用許可等)

第58条 市長は、市場の運営に必要があると認められる場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に附帯施設の使用を許可することができる。

- 2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附帯施設の使用を許可しない。
- (1) 卸売の業務、仲卸しの業務、関連事業その他これらに類する営業行為を行おうとするとき(一時的に附帯施設を使用する場合であつて、市長が特に必要と認めて承

認したときを除く。)

(2) 卸売の業務、仲卸しの業務又は関連事業の遂行に支障があるとき

(3) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(4) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

(5) 管理上支障があるとき

(6) 暴力団の利益になるとき

(7) その他市長が不相当と認めるとき

4 第1項の使用の許可を受けた者は、同項の使用の許可を受けた日から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

5 第1項の使用の許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、市長に前項の保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る附帯施設の使用を開始してはならない。

6 第55条の規定は、第4項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「同条第1項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設」とあるのは「第58条第1項の使用の許可を受けた附帯施設」と、「使用料(売上高割使用料を除く。)」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

7 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

(1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき

(2) 第3項各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

第8章を削る。

第72条を第78条とする。

第71条中「承認、認可又は指定」を「認定、承認又は認可」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第77条とする。

第70条第2項中「市場入場者」を「市場へ入場する者」に改め、同条を第76条とする。

第69条第2項中「市場入場者」を「市場へ入場する者」に改め、同条を第75条とし、第68条を第74条とする。

第67条中第1項を次のように改める。

何人も、次に掲げる業務を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- (1) 卸売業者が第11条第1項の許可に係る卸売の業務を行う場合
- (2) 仲卸業者が第25条第1項の認定に係る仲卸しの業務を行う場合
- (3) 関連事業者が第57条第1項の使用の許可に係る関連事業を行う場合
- (4) 市長が特に必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合

第67条を第73条とし、第66条を第72条とし、第65条を第71条とする。

第9章を第8章とする。

第64条第2項第1号中「及び次条第2項」を削り、同項第2号中「法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項（第34条第1項に定める売買取引の方法を除く。）」を「第1章（第5条及び第6条に限る。）から第4章までの規定」に改め、同条第6項中「市長が」を「市規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項の次に次の1項を加える。

- 6 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章中第64条を第70条とする。

第63条第1項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、100,000円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めて法第15条第1項の許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること
- (2) 50,000円以下の過料を科すこと
- (3) 第11条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸

売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

(4) 6月以内の期間を定めて第54条第1項の使用の許可の全部若しくは一部を変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずること

(5) その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること

第63条第2項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、100,000円以下の過料を科し、第17条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

(2) 50,000円以下の過料を科すこと

(3) 第25条第1項の認定を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認定に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

(4) 6月以内の期間を定めて第56条第1項の使用の許可の全部若しくは一部を変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずること

第63条第3項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、100,000円以下の過料を科し、第25条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

(2) 50,000円以下の過料を科すこと

(3) 第32条第1項の認定を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

第63条第4項中「関連事業者が」を「卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者が」に、「当該関連事業者」を「当該取引参加者」に、「当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、第28条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは

一部の停止を命ずる」を「次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること
- (2) 50,000円以下の過料を科すこと
- (3) 6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

第63条第6項中「関連事業者」を「これらの者以外の取引参加者」に改め、第6章中同条を第69条とする。

第62条中第1項を次のように改める。

市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を下回ったとき
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を下回ったとき
- (3) 市規則で定める期間にわたり経常損失が生じたとき

第62条第4項中「関連事業者」を「売買参加者」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項各号中「市長の」を「市規則で」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第62条を第68条とする。

第61条の見出しを「(報告及び検査等)」に改め、同条第1項中「、仲卸業者若しくは関連事業者に」を「又は仲卸業者に」に、「報告」を「指導若しくは助言を行い、報告」に、「、仲卸業者若しくは関連事業者の」を「若しくは仲卸業者の」に改め、同条に次の

2項を加える。

4 市長は、売買参加者に第3章の規定を遵守させるために必要があると認めるときは、これに必要な限度において、当該売買参加者に対し、その業務に関し、指導若しくは助言を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

5 市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者に第3章の規定を遵守させるために必要があると認めるときは、これに必要な限度において、当該取引参加者に対し、その業務に関し指導又は助言を行うことができる。

第61条を第67条とする。

第60条第1項中「別表第5」を「市規則で定めるところにより、別表」に、「使用料」を「使用料（以下「使用料」という。）」に改め、同条中第2項を削り、同条第3項中「で市長の指定する」を「であつて市規則で定める」に改め、同項を同条第2項とし、第5章中同条を第64条とし、同章中同条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第65条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が共同して市場の運営に資する業務を行うために市場施設を使用するとき
- (2) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

（使用料の還付）

第66条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

第59条の2第1項中「解散若しくは廃業又は業務の許可の取消し」を「解散、廃業」に改め、同条第2項中「前条」を「第54条第5項若しくは第6項、第56条第6項若しくは第7項、第57条第7項若しくは第8項、第58条第7項又は前条」に改め、「市場施設の指定若しくは」を削り、同条を第63条とする。

第59条の見出しを「(使用許可の取消しその他の規制)」に改め、同条中「指定又は」

を削り、同条を第62条とし、第58条の4を第61条とする。

第58条の3第1項中「市長」を「市規則で定めるところにより市長」に、「受けずに」を「受けなければ」に改め、同条を第60条とする。

第58条の2中「前条第1項の指定又は同条第2項の許可」を「第54条第1項、第56条第1項、第57条第1項又は前条第1項の使用の許可（以下「使用許可」という。）」に改め、「指定若しくは」を削り、「市場施設の用途」を「市場施設（卸売場、仲卸売場又は附帯施設をいう。以下同じ。）の用途」に改め、同条ただし書中「市長」を「用途の変更又は他人の使用について、市長」に改め、同条を第59条とする。

別表第1から別表第4までを削る。

別表第5中「第60条」を「第64条」に改め、同表本場の項卸売業者市場使用料の項売上高割使用料の項中「鶏卵にあつては1,000分の1」を削り、同表本場の項仲卸業者市場使用料の項売上高割使用料の項中「税抜販売金額（第44条第2項ただし書の規定により販売した生鮮食料品等）」を「税抜買受金額（卸売業者以外の者（市規則で定める者を除く。）からの買受け）」に、「税抜販売金額に」を「税抜買受金額に」に、「あつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1」を「あつては、1,000分の1.5」に改め、同表本場の項仲卸業者市場使用料の項売場使用料の項中「2,607円」を「2,607円（加工食料品部にあつては、1,034円）」に改め、同表東部市場の項卸売業者市場使用料の項売上高割使用料の項中

「

水産物部	税抜卸売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額
加工食料品部	税抜卸売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額

」

を

水産物部	税抜卸売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額
------	---

に改め、同表東部市場の項仲卸業者市場使用料の項売上高割使用料の項中「税抜販売金額に1,000分の2.5（冷凍食品）」を「税抜買受金額に1,000分の2.5（冷凍食品）」に、

水産物部	税抜販売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額
加工食料品部	税抜販売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額

を

水産物部	税抜買受金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額
------	---

に改め、同表東部市場の項中

関連事業者営業 所使用料	1平方メートルにつき 1月 2,710円
-----------------	----------------------

を

「

関連事業者営業所用料	売上高割 使用料	加工営業所 消費税額及び地方消費税額を含まない売上高に1,000分の2及び100分の110を乗じて得た金額			
	営業所使 用料	加工営業所	1平方メートルにつき	1月	338円
		上記以外の営業所	1平方メートルにつき	1月	2,710円

」

に改め、同表南港市場の項仲卸業者市場使用料の項売上高割使用料の項中「税抜販売金額」を「税抜買受金額」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の許可（大阪市中心卸売市場に係るものに限る。）を受けている者（以下「旧卸売業者」という。）は、この条例による改正後の大阪市中心卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和5年6月20日までの間における新条例第11条第4項の規定の適用については、同項第2号中「法」とあるのは「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）又は法」と、同項第3号中「第69条第1項第3号」とあるのは「旧法第49条第2項第2号の規定又は第69条第1項第3号」と、同項第4号イ中「法」とあるのは「旧法若しくは法」と、同号ウ中「第69条第1項第3号」とあるのは「旧法第49条第2項第2号の規定又は第69条第1項第3号」と、同号エ中「第69条第1項第5号」とあるのは「旧法第49条第2項第

- 3号の規定又は第69条第1項第5号」とする。
- 4 施行日から令和3年6月20日までの間における新条例第11条第5項の規定の適用については、同項中「第16条第2項」とあるのは「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の法第25条第2項の規定又は第16条第2項」とする。
 - 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第17条第1項の許可を受けている者（以下「旧仲卸業者」という。）は、新条例第25条第1項の認定を受けたものとみなす。
 - 6 施行日前に死亡した者の相続人に対する新条例第27条第3項の規定の適用については、同項中「第25条第1項の認定」とあるのは「大阪市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和2年大阪市条例第 号）による改正前の大阪市中央卸売市場業務条例第17条第1項の許可」と、「第56条第1項の使用の許可」とあるのは「第58条第1項の指定」とする。
 - 7 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の承認を受けている者は、新条例第32条第1項の認定を受けたものとみなす。
 - 8 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の許可を受けている者（以下「旧関連事業者」という。）は、新条例第36条第1項の承認を受けたものとみなす。
 - 9 この条例の施行の際現に旧条例第58条第1項の指定を受けている旧卸売業者は、当該指定に係る市場施設（大阪市中央卸売市場内の土地、建物その他の施設をいう。以下同じ。）について、新条例第54条第1項の使用の許可を受けたものとみなす。
 - 10 この条例の施行の際現に旧条例第58条第1項の指定を受けている旧仲卸業者は、当該指定に係る市場施設について、新条例第56条第1項の使用の許可を受けたものとみなす。
 - 11 この条例の施行の際現に旧条例第58条第1項の指定を受けている旧関連事業者は、当該指定に係る市場施設について、新条例第57条第1項の使用の許可を受けたものとみなす。

12 この条例の施行の際現に旧条例第58条第2項の許可を受けて市場施設を使用している者は、当該許可に係る市場施設について、新条例第58条第1項の使用の許可を受けたものとみなす。

13 新条例第69条（第5項を除く。）の規定は、施行日以後にした行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

14 新条例別表の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場の業務の方法及び取引参加者が業務に関し遵守すべき事項として、売買取引の方法、売買取引の結果の報告及び公表、取引参加者に対する監督等に関し必要な事項を定め、併せて施設の使用許可に関し必要な事項等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市中央卸売市場業務条例（抄）

目次

第1章 総則（第1条～第5条）
- **第10条**

第2章 市場関係事業者（第6条～第32条）

第1節 卸売業者（第6条～第15条の3）
第11条－第24条

第2節 仲卸業者（第16条～第24条）
第25条－第31条

第3節 売買取引参加者（第25条～第27条）
第32条－第34条

第4節 関連事業者（第27条の2～第32条）
第35条－第38条

第3章 売買取引及び決済の方法（第33条～第57条）
第39条－第52条

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第57条の2）
市場 **第53条**

第5章 市場施設の使用（第58条～第60条）
第54条－第66条

第6章 監督（第61条～第63条）
第67条－第69条

第7章 市場運営協議会（第64条）
第70条

第8章 市場取引委員会（第64条の2）

第9章 雑則（第65条～第72条）
第8章 第71条～第78条

附則

（目的）

第1条 この条例は、大阪市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び施設の管理について定めるとともに、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）

に基づき大阪市中央卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営、施設の管理その市場の業務の方法、取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事

他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮
項等を 市場の 図る 公正

食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もつ
な取引の場として安定的に生鮮食料品等を供給する市場の重要な機能を確保し

て市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項から第7項までに規定するもののほか、法の例による。

2 この条例において「卸売業者」とは、法第2条第4項に規定する卸売業者であつて、第11条第1項の許可を受けたものをいう。

3 この条例において「卸売の業務」とは、市場に出荷される第11条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において次項に規定する仲卸業者、第6項に規定する売買参加者その他の取引参加者に卸売をする業務をいう。

4 この条例において「仲卸業者」とは、法第2条第5項に規定する仲卸業者であつて、第25条第1項の認定を受けたものをいう。

5 この条例において「仲卸しの業務」とは、卸売を受けた第25条第1項の認定に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、市場内の店舗において仕分け又は調

製（以下「分荷」という。）を行い、販売する業務をいう。

6 この条例において「売買参加者」とは、第32条第1項の認定を受けてせり又は入札に参加して卸売業者から当該認定に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売を受ける者をいう。

7 この条例において「関連事業者」とは、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の者であつて、市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務として市規則で定めるもの（以下「関連事業」という。）を市場において行うものをいう。

(市場の名称、位置及び面積)
及び

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

第3条 及び

名称	位置	<u>面積</u>
大阪市中央卸売市場		
本場	省 略	<u>177,955平方メートル</u>
東部市場	省 略	<u>105,615平方メートル</u>
南港市場	省 略	<u>100,000平方メートル</u>

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目及びその属する部類は、次のとおりとする。

第4条

本場及び東部市場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市長の 定めるその他の食料品
市規則で

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の 定めるその他の食料品
市規則で

加工食料品部 加工食料品（市長の定めるものを除く。）及び鳥卵
市規則で

東部市場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

省 略

2 省 略

（開場の期日）

第4条 省 略

第5条

（開場の時間）

第5条 省 略

第6条

2 卸売業者（法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の行う卸売開始時刻及び卸売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内において市長が定める。

（市長の責務）

第7条 市長は、法、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）及び卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）に基づき、第1条の目的を達成するため、適切かつ安定的に市場を運営するとともに、取引参加者間の市場における連携の強化のための取組みの促進その他の市場における取引の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督しなければならない。

3 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをし

てはならない。

(卸売業者の役割)

第8条 卸売業者は、市民その他の消費者の需要を満たすために必要な生鮮食料品等を、市場に安定的に集荷するよう努めるものとする。

2 卸売業者は、集荷した生鮮食料品等を、仲卸業者又は売買参加者を通じた適切な分荷を行うことにより、市民その他の消費者に効率的に供給するよう努めるものとする。

3 卸売業者は、せりの実施その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

(仲卸業者の役割)

第9条 仲卸業者は、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を、市民その他の消費者の需要に応じて適切に分荷し、市民その他の消費者に安定的かつ効率的に供給するよう努めるものとする。

2 仲卸業者は、せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

(売買参加者の役割)

第10条 売買参加者は、せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品等の公正な価格の形成に努めるものとする。

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、次のとおりとする。

本場

青果部 3

水産物部 3

加工食料品部 10

東部市場

青果部 1

水産物部 2

加工食料品部 5

南港市場

食肉部 1

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第8条 前条第1項の保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内において市長が定める。

本場及び東部市場

青果部 8,000,000円以上 16,000,000円以下

水産物部 3,000,000円以上 24,000,000円以下

加工食料品部 1,200,000円以上 4,000,000円以下

南港市場

食肉部 2,000,000円以上 12,000,000円以下

2 前条第1項の保証金は、次に掲げる有価証券をもつてこれに充てることができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項の有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、市長が定める。

(保証金の追加預託)

第9条 第7条第1項の保証金について差押、仮差押又は仮処分の命令があつたとき、

租税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、当該差押等に係る金額又は不足額に相当する金額を、市長の指定する期日までに本市に追加して預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期日経過後その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第10条 本市は、市場につき卸売業者から収受する使用料その他の納付金に関し、当該卸売業者が預託した第7条第1項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第7条第1項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有するものとする。

- 3 第1項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(保証金の返還)

第11条 第7条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失つた日から60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(卸売業務の許可)

第11条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、第4条第1項の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、事業計画書その他市規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき
- (2) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき
- (3) 申請者が、第69条第1項第3号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき
- (4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの
 - ウ 第69条第1項第3号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものとして市長が認めるものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
 - エ 第69条第1項第5号の規定による役員解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき
- (6) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の市場及び取扱品目の部類について第1項の許可を受けている場合又はその申請をしている場合にあつては、当該他の市場及び取扱品目の部類について同条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っているとき

(7) 申請者が行おうとする卸売の業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が
 確実に認められないとき

(8) 申請者が行おうとする卸売の業務が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき

5 市長は、申請者が第16条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。

6 第4項第6号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、市規則で定めるところにより計算するものとする。

（純資産額）

第12条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、市場の業務の規模、取扱品目の流通の状況その他の事情を考慮して市規則で定める額とする。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回っていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から市規則で定めるところによりその純資産額が第1項の規定により定められた純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき又は当該期間内に当該申出があつても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があつたときは、

その申出のすべてについて市長が相当と認めることができないとき)は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならない。

5 前条第6項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。

(純資産額の報告等)

第13条 卸売業者は、市規則で定めるところにより、市長に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 卸売業者は、市規則で定めるところにより、市規則で定める期間ごとに、市長に対し、市規則で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

3 第11条第6項の規定は、第1項の純資産額について準用する。

(卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第14条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位(第11条第1項の許可及び第54条第1項の使用の許可を受けた地位をいう。以下同じ。)を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第11条第4項及び第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは「第14条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第15条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき
- (2) 卸売の業務を廃止しようとするとき
- (3) 名称若しくは商号又は主たる事務所の所在地に変更があつたとき
- (4) 資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき
- (5) その他市規則で定める事由が生じたとき

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第11条第4項第2号、第4号又は第8号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第11条第1項の許可を受けたことが判明したとき
- (2) 正当な理由なく第11条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき
- (3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき
- (4) 正当な理由なくその業務の遂行を怠つたとき
- (5) 第11条第4項第5号又は第7号に該当することとなつたとき

(卸売業者の事業年度)

第17条 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。ただし、事業年度の期間を別に定める旨を市長に届け出た場合は、この限りでない。

(卸売業者の事業報告書の作成等)

第18条 卸売業者は、事業年度ごとに、市規則で定めるところにより、事業報告書を作

成し、毎事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により作成した事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として市規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、市規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

(せり人の登録)

第12条 省 略
第19条

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、市長の 定めるところにより、市規則で

登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の登録の申請に係るせり人が次の各号の1に 該当するときは、同項の
いずれかに

登録を受けることができない。

(1) 省 略

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、そ
禁錮

の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して
3年を経過しないもの

(3) 第63条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1
第69条

年を経過しない者

(4) 省 略

(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

4 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、試験を行うものとする。

5 第1項の登録は、せり人登録簿に次の各号に掲げる事項を登載して行うものとする。

る。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 省 略

6 市長は、第1項の登録をしたときは、その旨を登録申請者 に通知する
5 当該登録に係る卸売業者

とともに、当該登録に係るせり人に対して市規則で定める登録証を交付するものとする。

7 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲
6

げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(1) 省 略

(2) 第14条又は第63条第5項の規定により登録の取消しを受けた者で当該取消し後
第21条 第69条

の最初の登録を受けるもの

(3) 第63条第5項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者
第69条

(せり人の登録の更新)

第13条 省 略
第20条

2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、市長の 定めるところにより、登
市規則で

録更新申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第3項から第6項までの規定は、せり人の登録の更新について準用する。
第5項

(せり人の登録の取消し)

第14条 市長は、第12条第1項の登録を受けているせり人が同条第3項各号の1に
第21条 第19条 いずれか

該当することとなつたときは、当該せり人の登録を取り消すものとする。
に

(せり人の登録の消除)

第15条 市長は、次の各号の1に 該当するときは、当該せり人に係る登録を消除
第22条 いずれかに

するものとする。

- (1) せり人に係る登録を取り消したとき。
- (2) 卸売業者がせり人に係る登録の消除を申請したとき。
- (3) 卸売業者がせり人に係る登録の更新を受けなかつたとき。

(登録証の携帯等)

第15条の2 せり人は、市場における卸売のせりに従事するときは、第12条第6項
第23条 第19条第5項(第

の規定により交付された登録証を携帯す
20条第3項において準用する場合を含む。)

るとともに、市長が 定める記章を着用しなければならない。
市規則で

(卸売業者の行う卸売の代行)

第15条の3 省 略
第24条

(仲卸業者の数の最高限度)

第16条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けた者をいう。以下同じ。）

の数の最高限度は、次のとおりとする。

本場

青果部 217

水産物部 341

東部市場

青果部 86

水産物部 111

南港市場

食肉部 87

2 本場及び東部市場の加工食料品部には、仲卸業者を置かないものとする。

(仲卸業務の許可)
認定

第17条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければな
第25条 認定

らない。

2 前項の許可は、第3条第1項の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。
認定 第4条

3 第1項の許可を受けようとする者は、市長の定めるところにより、許可申請書を
認定 市規則で 認定申請書

市長に提出しなければならない。

4 第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を受け
認定 認定

ることができない。

(1) 省 略

- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、禁錮

の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき

- (3) 第63条第2項 の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算第69条第2項第3号 認定

して3年を経過しない者であるとき

- (4)－(7) 省 略

- (8) その許可を受けることによつて仲卸業者の数が前条第1項に定める最高限度を
超えることとなる申請をするとき

- (8) 申請者が行おうとする仲卸しの業務が暴力団の利益になるとき

(保証金)

第18条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から1月以内に保証金を本市に預託
しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはな
らない。

3 第1項の保証金の額は、10,000円以上200,000円以下の範囲内において市長が定め
る。

4 第9条、第10条第1項及び第11条の規定は第1項の保証金について、第8条第2項
及び第3項の規定は第1項の保証金の額が50,000円以上の場合の当該保証金につい
て、これを準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第19条 市長は、仲卸業者が第17条第4項第1号から第6号までのいずれかに該当する
こととなつたときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号の1に該当するときは、第17条第1項の許可を取り消
すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第17条第1項の許可の通知を受けた日から1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由がないのにその業務の遂行を怠ったとき。
- (4) 第17条第4項第7号に該当することとなつたとき。

(仲卸業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第20条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡をす
第26条

る場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位（前条第1項の認定及び第56条第1項の使用の許可を受けた地位をいう。以下同じ。）を承継する。

2 省 略

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、市長の 定めるところにより、認可
市規則で

申請書を市長に提出しなければならない。

4 第17条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合にお
前条

いて、第17条第4項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第20条第1項又は第2
同条 認定 第26条

項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と読み替えるものとする。

(仲卸業者の相続)

第21条 省 略
第27条

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して30日以内に、

市長の 定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
市規則で

- 3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第17条第1項の認定及び第56条第1項の使用の許可は、その相続人に対して
第25条

したものとみなす。

- 4 第17条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第17
第25条

条第4項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第21条第1項の認可の申請者」と、
「同項の許可」とあるのは「同条同項の認可」と読み替えるものとする。

5 省 略

(名称変更等の届出)

第22条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長
第28条

に届け出なければならない。

(1)－(4) 省 略

(5) その他市長が 定める事由が生じたとき
市規則で

2 省 略

(仲卸業務の認定の取消し)

第29条 市長は、仲卸業者が第25条第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号又は
第8号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第1項の認定を取り消すもの
とする。

- 2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の認定を
取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第25条第1項の認定を受けたことが判明したとき
 - (2) 正当な理由なく第25条第1項の認定の通知を受けた日から1月以内にその業務を開始しないとき
 - (3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき
 - (4) 正当な理由なくその業務の遂行を怠ったとき
 - (5) 第25条第4項第4号又は第7号に該当することとなつたとき
- (仲卸業者の事業年度)

第23条 仲卸業者の事業年度は、法人である場合には4月から翌年3月までとし、**個人**
第30条

である場合には1月から12月までとする。ただし、事業年度の期間を別に定める旨を
市長が特に認める場合は、この限りでない。
に届け出た

(事業報告書の提出)

第24条 仲卸業者は、事業年度ごとに、市長の 定めるところにより、事業報告書を作
第31条 市規則で

成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。

(売買参加の承認)
認定

第25条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、
第32条 せり又は入札に参加して卸売業者から生鮮食料品等の卸売を受け

市長の承認 を受けなければならない。
けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の認定

- 2 前項の承認は、第3条 の市場及び取扱品目の部類ごとに行う。
認定 第4条第1項

- 3 第1項の承認を受けようとする者は、市長の定めるところにより、承認申請書を
認定 市規則で 認定申請書

市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、第1項の承認の申請者が次の各号の1に 該当するときは、同項の承認
認定 いずれかに 認定

認を受けることができない。
定をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
(2) 第63条第3項 の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算
第69条第3項第3号 認定

して1年を経過しない者であるとき。

- (3) せり又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を
有していない者であるとき。
有しない

- (4) 法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第1号、第2号又は次号の
いずれかに該当する者がいるとき。

- (5) 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しく
は使用人であるときその他市長が市場における取引の適正かつ健全な運営を確保
するため不適當であると認める とき。
して市規則で定めるものである

- (6) 申請者が市場において行おうとする業務が暴力団の利益になるとき

(売買参加の承認の取消し)

第26条 市長は、売買参加者（前条第1項の規定により市長の承認を受けた者をいう。
以下同じ。）が前条第4項第1号から第4号まで又は第5号前段のいずれかに該当す
ることとなつたときは、前条第1項の承認を取り消すものとする。

- 2 市長は、売買参加者が前条第4項第5号後段に該当することとなつたときは、前条

第1項の承認を取り消すことができる。

(名称変更等の届出)

第27条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市
第33条

長に届け出なければならない。

(1) 売買参加の 業務を廃止しようとするとき
前条第1項の認定に係る

(2) 省 略

(3) 法人である場合には、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があつたとき

(3) その他市長が 定める事由が生じたとき

(4) 市規則で

2 省 略

(売買参加の認定の取消し)

第34条 市長は、売買参加者が第32条第4項第1号、第2号、第4号、第5号前段又は
第6号のいずれかに該当することとなつたときは、同条第1項の認定を取り消すも
のとする。

2 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の認定
を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第32条第1項の認定を受けたことが判明したとき

(2) 第32条第4項第3号又は第5号後段に該当することとなつたとき

(関連事業者の数の最高限度)

第27条の2 関連事業者 (次条第1項の規定により市長の許可を受けた者をいう。以下
第35条

同じ。)の数の最高限度は、市長が
業務の種類ごとに市場の機能への影響の程度、市場の施

定める。

設の規模その他の事情を考慮して市規則で

(関連事業の許可)
承認

第28条 市長は、市場内において、市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に
第36条 関連事業

便益を提供する業務を行うことを許可することができる。
承認

2 前項の許可を受けようとする者は、市長の 定めるところにより、許可申請書を市
承認 市規則で 承認申請書

長に提出しなければならない。

3 第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を受け
承認 承認

ることができない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務につき市長が特に必要
があると認めるときは、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、そ
禁錮

の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して
3年を経過しないものであるとき

(3) 第63条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3
年を経過しない者であるとき

(4) 省 略
(3)

(5) その許可を受けることによつて関連事業者の数が前条の規定により市長が 定
(4) 承認 市規則で

める最高限度を超えることとなる申請をするとき

(5) 申請者が行おうとする関連事業が暴力団の利益になるとき

(保証金)

第29条 関連事業者は、前条第1項の許可を受けた日から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、当該許可に係る業務を開始してはならない。

3 第1項の保証金の額は、第58条第1項の指定を受けた施設の使用料月額の3倍の範囲において市長が定める。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、別にその額を定めることができる。

4 第9条、第10条第1項及び第11条の規定は第1項の保証金について、第8条第2項及び第3項の規定は第1項の保証金の額が50,000円以上の場合の当該保証金について、これを準用する。

(関連事業の許可の取消し)

承認

第30条 市長は、関連事業者が第28条第3項各号(第3号を除く。)の1に 該当
第37条 **前条** **いずれかに**

することとなつたときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

承認

2 市長は、関連事業者が次の各号の1に 該当するときは、第28条第1項の許可
いずれかに **前条** **承認**

を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第28条第1項の許可の通知を受けた日から1月以内にそ
前条 **承認**

の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(3) 前条第3項第3号に該当することとなつたとき

(関連事業の規制)

第31条 市長は、関連事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対して、その業務について必要な指示等を行うことができる。

(準用規定)

第32条 第22条の規定は、関連事業者について準用する。

第38条 第28条

(売買取引の原則)

第33条 省 略

第39条

(売買取引の方法)

第34条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる生鮮食料品等 せり売又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる生鮮食料品等 毎日の卸売予定数量のうち、市長が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引（1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に行う売買取引をいう。第37条第6項において同じ。）の方法（以下「相対取引」という。）

(3) 別表第3に掲げる生鮮食料品等 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる生鮮食料品等（同項第2号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の市長が定める一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当であると認めて承認したときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生した場合

- (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
 - (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始時刻以前に卸売をする場合
 - (7) 第37条第1項ただし書の規定により、その市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
- 3 前項の承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の名称
 - (2) 相対取引により卸売をしようとする生鮮食料品等の品目、産地及び数量
 - (3) せり売又は入札の方法によることが著しく不相当である理由
- 4 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮食料品等については、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- (1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 5 市長は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更しようとするときは、市長の定めるところにより選定した卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者の意見を聴くものとする。ただし、第64条の2第1項の市場取引委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたときは、この限りでない。
- 6 市長は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかにその数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- 7 卸売業者は、第1項第3号に掲げる生鮮食料品等について、売買取引の方法を定め、

又は変更しようとするときは、その方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、仲卸業者及び売買参加者に十分周知しなければならない。

(卸売業者の業務の規制)

第35条 卸売業者は、市場に係る開設区域（法第7条第1項の開設区域をいう。以下同じ。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 卸売その他の販売の内容

(3) 卸売その他の販売をする理由

(4) 卸売その他の販売の開始の予定年月日

(5) 事業計画

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売その他の販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

4 市長は、第1項の承認をしようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、委員の少数意見にも配慮するものとする。

(差別的取扱いの禁止等)

第36条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売
第40条

買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に

ついて市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、その申込みが第41条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第37条 卸売業者は、市場（本場、東部市場及び南港市場のうち法第15条第1項の許可に係るものに限る。以下この条、第39条及び第42条において同じ。）における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき

ア 市場における生鮮食料品等の入荷量が著しく多いため又は市場に出荷された生鮮食料品等が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 市場に係る開設区域内の他の中央卸売市場の入荷量を調整するため当該他の中央卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合

エ 市場に係る開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、卸売業者が当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売（食肉部における家畜の生体に係るものを除く。）をする場合であつて、次のいずれにも該当するとき

ア 当該契約において、卸売をしようとする生鮮食料品等の品目、卸売の数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び当該生鮮食料品等の入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること

イ 市長が、あらかじめ委員会の意見を聴いて、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして承認していること

(3) 農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業共同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、卸売業者が当該食品製造業者等に対して卸売（食肉部における家畜の生体に係るものを除く。）をする場合であつて、次のいずれにも該当するとき

ア 当該契約において、卸売をしようとする生鮮食料品等の品目、卸売の数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること

イ 市長が、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして承認していること

2. 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方の氏名又は名称

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする理由

(4) その他市長が定める事項

3 第1項第2号イの承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 当該契約の相手方の名称及び当該相手方が卸売の業務を行う他の卸売市場の名称

(3) 当該契約に基づく卸売の相手方となる者の氏名又は名称

(4) 当該契約に基づく卸売をしようとする生鮮食料品等の品目

(5) 当該契約に基づく卸売の数量の上限

(6) 当該契約に基づく卸売の実施期間

(7) 当該契約に基づく卸売をしようとする生鮮食料品等の入荷量が著しく減少した場合の措置

(8) 当該契約に基づく卸売をしようとする理由

4 第1項第3号イの承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書並びに農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に係る契約書の写しを市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 当該契約に基づく買入れの相手方となる農林漁業者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(3) 当該契約に基づく卸売の相手方となる食品製造業者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(4) 当該契約に基づく卸売をしようとする生鮮食料品等の品目

(5) 当該契約に基づく卸売の数量の上限

- (6) 当該契約に基づく卸売の実施期間
 - (7) 国内産の農林水産物を利用した新商品の内容
 - (8) 当該契約に基づく卸売をしようとする理由
- 5 第1項第1号の許可を受けた卸売業者は、その許可に係る生鮮食料品等の卸売をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 第1項ただし書（同項第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により卸売をした卸売業者は、毎月、市長の定めるところにより、前月中に当該卸売をした生鮮食料品等について、品目ごとの卸売の数量及び卸売金額（卸売価格（せり売若しくは入札又は相対による取引（以下「せり売等」という。）に係る価格に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項の規定の適用を受ける取引（以下「31年軽減対象取引」という。）にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（売買取引の方法）

- 第41条 卸売業者が市場において行う第11条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（1の卸売業者と1の卸売の相手方が個別に行う売買取引の方法をいう。以下同じ。）のいずれかによらなければならない。
- 2 卸売業者は、せり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者又は売買参加者以外の者を参加させてはならない。
- 3 市長は、市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合又は市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合は、第1項の規定にかかわらず、生鮮食料品等の卸売をせり売又は入札の方法によることを卸売業者に指示することができる。
- 4 食肉部の卸売業者は、流通の形態、価格の変動の程度その他の事情を考慮して市規則で定める生鮮食料品等の品目の卸売については、第1項の規定にかかわらず、出荷

者の供給事情その他の事情を勘案して市長が定める一定の割合に相当する部分をせり売又は入札の方法によらなければならない。

5 食肉部の卸売業者は、前項の規定の適用を受ける卸売について、次に掲げる事情がある場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めて承認したときは、同項の規定にかかわらず、相対による取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 食肉部の卸売業者と仲卸業者、売買参加者その他の取引参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要がある場合その他やむを得ない理由によりせり売又は入札を行う時間的余裕がない場合

(売買取引の条件の公表)

第42条 卸売業者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 第44条第2項に規定する委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等(第44条第2項に規定する売買仕切金及び同条第4項に規定する買受代金をいう。次号において同じ。)の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以

外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(7) その他市規則で定める事項

（受託拒否の禁止）

第43条 卸売業者は、第11条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、当該生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合その他市規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

（決済の方法）

第44条 取引参加者は、市場における取引に係る決済を速やかに行わなければならない。

- 2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、受託物品の卸売金額（卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（以下「せり売等」という。）に係る価格に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項の規定の適用を受ける取引（以下「軽減対象取引」という。）にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）から委託手数料（市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する手数料をいう。以下同じ。）その他の委託者の負担する費用を控除した金額（以下「売買仕切金」という。）を、委託者と特約をした期日までに支払わなければならない。
- 3 卸売業者は、委託者に対し、売買仕切書（市規則で定める事項を記載した取引の明細書をいう。）を送付して、売買仕切金の算定根拠を明らかにしなければならない。
- 4 取引参加者は、市場における取引により生鮮食料品等を買受けたときは、当該取引に係る取引参加者間で特約をした期日までに、その買受代金（生鮮食料品等を買受けた価格（以下「買受価格」という。）に100分の110（軽減対象取引にあつては、100分の108）を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

5 市場における取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金その他当該取引に係る取引参加者間で特約をした方法によるものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第45条 卸売業者は、毎開場日、市規則で定めるところにより、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日(午前0時から午後12時までの期間をいう。以下同じ。)の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量をあらかじめ市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、市規則で定めるところにより、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を市長に報告しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値(最も高い卸売価格をいう。以下同じ。)、中値(最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、流通の形態を考慮して市長が定める品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。)及び安値(中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、流通の形態を考慮して市長が定める品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。)に区分して行うものとする。

3 卸売業者は、毎月、市規則で定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、主要な品目ごとの卸売の数量並びに卸売金額及び税抜卸売金額(せり売等に係る価格の合計額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

4 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者以外の者に生鮮食料品等の卸売をしたときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売金額その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

5 卸売業者は、生鮮食料品等を市場内に集荷せずに卸売したときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の数量その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

6 仲卸業者は、卸売業者以外の者(市規則で定める者を除く。)から生鮮食料品等を買入れて販売したときは、市規則で定めるところにより、主要な品目ごとの卸売の

数量並びに買受代金の合計額及び税抜買受金額（買受価格の合計額をいう。以下同じ。）その他市規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

- 7 卸売業者は、市規則で定めるところにより、奨励金等の種類ごとの交付先及び交付額（第42条第6号の規定によりその条件を公表した奨励金等に係るものに限る。）を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第46条 卸売業者は、毎開場日、卸売を開始するまでに、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量を公表しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、第41条第1項に規定する売買取引の方法ごとに区分して、その日の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

- 3 卸売業者は、毎月、市規則で定めるところにより、その前月の委託手数料の種類ごとの受領額（第42条第4号の規定によりその条件を公表した委託手数料に係るものに限る。）及び当該前月の奨励金等の種類ごとの交付額（同条第6号の規定によりその条件を公表した奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

- 4 前3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（開設者による卸売予定数量等の公表）

第47条 市長は、卸売業者から第45条第1項の報告を受けたときは、速やかに、その日に卸売をされる生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地及び卸売予定数量並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

- 2 市長は、卸売業者から第45条第2項の報告を受けたときは、第41条第1項に規定す

る売買取引の方法ごとに、前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格並びにその日に卸売をされた生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

3 前2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(食肉部の卸売)

第38条 省 略

第48条

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の禁止)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある生鮮食料品等の卸売をするとき

(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等に限る。)の卸売をすることについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法(以下「電子商取引」という。)により別表第4に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ委員会の意見を聴いて市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき

2 前項第1号の市長の指定を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところによ

り、次に掲げる事項を記載した申出書及び指定を受けようとする場所の位置を記載した図面を市長に提出しなければならない。

- (1) 申出者の名称
- (2) 指定を受けようとする場所の所在地
- (3) 指定を受けようとする場所にある施設の名称、種類及び規模
- (4) 指定を受けようとする場所に置く生鮮食料品等の種類
- (5) 指定を受ける必要性

3 第1項第1号の市長の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項第2号の承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 承認を受けようとする場所の所在地
- (3) 承認を受けようとする場所にある施設の名称
- (4) 卸売をしようとする生鮮食料品等の品目及び数量

5 第1項第3号の承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 電子商取引により卸売をしようとする生鮮食料品等の品目
- (3) 売買取引の方法
- (4) 電子商取引による卸売の数量の上限
- (5) 電子商取引による卸売において卸売業者が提供する情報の内容に関する事項
- (6) 電子商取引による卸売の実施期間
- (7) 電子商取引による卸売に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称

(8) 市長が電子商取引による卸売の内容を確認する方法

(9) 電子商取引による卸売をしようとする理由

6 市長は、電子商取引による卸売が次の各号のいずれにも該当するときでなければ、第1項第3号の承認を行つてはならない。

(1) 卸売に参加する機会が市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること

(2) 卸売しようとする生鮮食料品等の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他市長が定める情報が提供されることが確実にであると認められること

(3) 卸売した生鮮食料品等の引渡方法が定められることが確実にであると認められること

(4) 取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること

(5) 市長による卸売の内容の確認が可能なものであること

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第40条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けしてはならない。

(受託契約約款及びその掲示)

第41条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の受託契約約款には、委託物品の引渡し及び受領に関する事項、仕切りに関する事項その他市長の定める事項を定めなければならない。

3 第1項の承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 卸売業者は、第1項の承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見や

すい場所に提示しなければならない。

(受託物品の検収)

第42条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては確実に検収をしなければならない。

2 卸売業者は、前項の検収に際し受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、写真の送付等の方法により、その状況を速やかに委託者に報告しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者の立会があり、その了承を得られたときは、この限りでない。

3 第39条第1項第3号の規定により卸売をした生鮮食料品等のうち市場外で引渡しをする受託物品の受領に係る前2項の規定の適用については、これらの規定中「卸売業者」とあるのは「卸売業者又は受託者から受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から受託物品の検収を行うよう委託を受けた者」とする。

(卸売をした生鮮食料品等を買受けた者の明示及び引取り)

第43条 卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等を買受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかにできるようにしておかなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が前項の生鮮食料品等の引取りを怠つたと認められるときは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその生鮮食料品等を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が当該生鮮食料品等の引取りを怠つた仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の当該引取りを怠つた仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第44条 仲卸業者は、市場（本場、東部市場及び南港市場のうち第17条第1項の許可に

係るものに限る。以下この条において同じ。）内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等で市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、市長の定めるところにより、市長の許可を受けたとき

(2) 市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等について、仲卸業者が買入れ（食肉部における家畜の生体に係るものを除く。）をする場合であつて、次のいずれにも該当するとき

ア 当該契約において、買入れをしようとする生鮮食料品等の品目、卸売の数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び当該生鮮食料品等の入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること

イ 市長が、あらかじめ委員会の意見を聴いて、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして承認していること

(3) 農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、仲卸業者が当該農林漁業者等から買入れ（食肉部における家畜の生体に係るものを除く。）をする場合であつて、次のいずれにも該当するとき

ア 当該契約において、買入れをしようとする生鮮食料品等の品目、買入れの数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること

イ 市長が、当該契約に基づいて行われる買入れを市場における取引の秩序を乱す

おそれがないものとして承認していること

3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買入れて販売しようとする生鮮食料品等の品目、数量及び買入れの相手方
- (3) 市場の卸売業者から買入れることが困難な事情
- (4) その他市長が定める事項

4 市長は、第2項第1号の許可については、生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買入れることが困難な事情等につき、調査して行うものとする。

5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る生鮮食料品等の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

6 第2項第3号イの承認を受けようとする仲卸業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書並びに農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 当該契約に基づく買入れの相手方となる農林漁業者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 当該契約に基づく販売の相手方となる食品製造業者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 当該契約に基づく買入れをしようとする生鮮食料品等の品目
- (5) 当該契約に基づく買入れの数量の上限
- (6) 当該契約に基づく買入れの実施期間
- (7) 新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓の内容
- (8) 当該契約に基づく買入れをしようとする理由

買参加者に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が次の各号のいずれかに該当するとき取引参加者

は、当該行為を行つた者に対し、6月以内の期間を定めて市場における売買取引に参加することを差し止めることができる。

(1) 省 略

(2) 第44条第4項の規定に違反して、買受代金(買い受けた額に100分の110(31年軽減対象取引にあつては、100分の108)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の支払を怠つたとき

(せり人の禁止行為)

第47条 せり人は、市場における売買取引について次に掲げる行為を行つてはならぬ
第50条

い。

(1) せり売に関して受託者、仲卸業者又は売買参加者と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者に談合その他の不正な行為をさせること

(2) 省 略

(3) その他せり人として職務に公正を欠く行為若しくは公益を害する行為をすること
又は

(有害物品の売買禁止)

第48条 省 略

第51条

(卸売予定数量等の報告)

第49条 卸売業者は、毎開場日、市長の定めるところにより、次に掲げる生鮮食料品等について、その日の品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売を予定する生鮮食料品等（第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売を予定する生鮮食料品等（第3号及び第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）

(3) 第37条第1項ただし書（同項第1号イに係る部分を除く。）の規定により当日卸売を予定する生鮮食料品等

(4) 第39条第1項第2号又は第3号の承認を受けて当日卸売を予定する生鮮食料品等

2 卸売業者は、毎開場日、市長の定めるところにより、次に掲げる生鮮食料品等について、その日の品目ごとの卸売の数量、主要な産地及び卸売価格を市長に報告しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした生鮮食料品等（第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）

(2) 相対取引により当日卸売をした生鮮食料品等（第3号及び第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）

(3) 第37条第1項ただし書の規定により当日卸売をした生鮮食料品等

(4) 第39条第1項第2号又は第3号の承認を受けて当日卸売をした生鮮食料品等

3 卸売業者は、毎月、市長の定めるところにより、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、品目ごとの数量並びに卸売金額及び税抜卸売金額（せり売等に係る価格の合計額をいう。以下同じ。）その他市長が定める事項を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第50条 卸売業者は、毎開場日、卸売開始時刻までに、市長の定めるところにより、次に掲げる生鮮食料品等について、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売を予定する生鮮食料品等（第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売を予定する生鮮食料品等（第3号及び第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）
 - (3) 第37条第1項ただし書（同項第1号イに係る部分を除く。）の規定により当日卸売を予定する生鮮食料品等
 - (4) 第39条第1項第2号又は第3号の承認を受けて当日卸売を予定する生鮮食料品等
2. 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、市長の定めるところにより、次に掲げる生鮮食料品等について、その日の主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地及び卸売価格を公表しなければならない。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。
- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした生鮮食料品等（第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）
 - (2) 相対取引により当日卸売をした生鮮食料品等（第3号及び第4号に掲げる生鮮食料品等を除く。）
 - (3) 第37条第1項ただし書の規定により当日卸売をした生鮮食料品等
 - (4) 第39条第1項第2号又は第3号の承認を受けて当日卸売をした生鮮食料品等
- （開設者による卸売予定数量等の公表）
- 第51条 市長は、卸売業者から第49条第1項の報告を受けたときは、速やかに、当日卸売をされる生鮮食料品等の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
2. 市長は、卸売業者から第49条第2項の報告を受けたときは、毎開場日の卸売開始時刻までに、前開場日に卸売をされた生鮮食料品等の主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
3. 市長は、卸売業者から第49条第2項の報告を受けたときは、市長の定めるところに

より、売買取引の方法ごとに、当日卸売をされた生鮮食料品等の主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

(仕切り及び送金とその特約)

第52条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、市長の定めるところにより、委託者に対して、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金（第1号に掲げるせり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額に100分の110（31年軽減対象取引にあつては、100分の108）を乗じて得た額から第2号に掲げる委託手数料及び第3号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。）を、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、送付しなければならない。

(1) 卸売をした当該受託物品の品目、等級、せり売等に係る価格、数量、せり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の10（31年軽減対象取引にあつては、100分の8）を乗じて得た額（委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の変更をした場合には、当該変更に係る品目、等級、せり売等に係る価格、数量、せり売等に係る価格に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の10（31年軽減対象取引にあつては、100分の8）を乗じて得た額）

(2) 次条第1項に定める委託手数料

(3) 卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(4) 売買仕切金

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項各号に掲げる事項を正確に記載しなければならない。

3 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約をしている間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

- (1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 特約の内容
- (3) 売買仕切金の支払方法
- (4) その他市長が定める事項

(委託手数料)

第53条 卸売業者が、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、税抜卸売金額に卸売業者が定める率（以下「委託手数料率」という。）及び100分の110を乗じて得た金額とする。

2 卸売業者は、委託手数料率を定めようとするときは、市長が定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。委託手数料率を変更しようとするときも、同様とする。

3 委託手数料率は、次に掲げる取扱品目ごとに定めるものとする。

- (1) 野菜及びその加工品
- (2) 果実及びその加工品
- (3) 生鮮水産物及びその加工品
- (4) 乾物及びこれに準ずる加工品
- (5) つけ物
- (6) 鳥卵
- (7) 肉類及びその加工品

4 卸売業者が第2項の規定により届け出た委託手数料率は、市規則で定める事由に該当するときは、市規則で定める期間原則固定するものとする。

5 市長は、第2項の届出を行う卸売業者に対し、当該卸売業者の集荷に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

6 卸売業者は、委託手数料率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。

7 市長は、委託手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであると

きその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料率の変更を命ずることができ
る。

(委託手数料以外の報償の収受の禁止)

第54条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委
託者から前条第1項に定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(売買仕切金の前渡し等の届出)

第54条の2 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買
仕切金の支払を担保する保証金を差し入れようとするとき又は出荷を誘引するた
めに資金を貸し付けようとするときは、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を
記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の名称
- (2) 前渡し等の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 前渡し等の金額
- (4) 前渡し等をしようとする理由及び前渡し等の条件
- (5) その他市長が定める事項

(奨励金の交付の承認)

第55条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けなけれ
ばならない。

- (1) 市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に出荷奨励金を交
付しようとするとき
- (2) 卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に完納奨励金
を交付しようとするとき

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、市長の定めるところにより、次に掲げる
事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 交付の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(3) 奨励金の金額

(4) 交付をしようとする理由及び交付の条件

(5) その他市長が定める事項

3 第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金又は完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は市場における業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、卸売業者は、同項の承認を受けることができない。

(買受代金の即時支払義務)

第56条 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から買い受けた生鮮食料品等の引渡しを受けると同時に（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をした場合には、その特約において定められた期日までに）、当該生鮮食料品等の買受代金を支払わなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により支払猶予の特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約をしている間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(2) 特約の内容

(3) 買受代金の支払方法

(4) その他市長が定める事項

3 市長は、前項の書面を必要により確認した結果、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、特約の内容の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき

(卸売代金の変更の禁止)

第57条 卸売業者は、市長が正当な理由があると認めるとき

第52条 通常の売買取引において予見し難い特別の事情が生じた場合そ

でなければ、卸売をした生鮮食
の他正当な理由があるものとして市規則で定める場合

料品等の卸売代金の額を変更してはならない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理 市場

(生鮮食料品等の品質管理の方法)

第57条の2 市長は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に
第53条

係る生鮮食料品等の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定めなければならない。
い。

(1)～(3) 省 略

(4) その他市規則で定める卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の高度化を図
るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により市長が定める方
法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に定めると
ころにより、生鮮食料品等の品質の管理を行わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(卸売場等の使用許可)

第54条 第11条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る卸売の業務に使用する卸売
場（卸売の業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。）及び
附帯施設（第1条の目的を達成するために必要な施設をいう。以下同じ。）について、
市長に使用の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請

書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により使用の許可を受ける卸売場及び附帯施設の位置は、市長が指定する。
 - 4 卸売業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る卸売場及び附帯施設の使用を開始してはならない。
 - 5 市長は、第16条第1項若しくは第2項又は第69条第1項第3号の規定により第11条第1項の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者に係る第1項の使用の許可を取り消すものとする。
 - 6 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき
 - (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不相当と認めるとき
 - (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
- (保証金)

第55条 前条第4項の保証金の額は、同条第1項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設に係る第64条第1項の使用料（売上高割使用料を除く。）の3月分に相当する額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、3月以内の使用の許可の期間を定めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 前条第4項の保証金は、次に掲げる有価証券をもつてこれに充てることができる。
 - (1) 国債証券
 - (2) 地方債証券
 - (3) 日本銀行が発行する出資証券
 - (4) 特別の法律により法人が発行する債券
- 3 前項の有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、市規則で定める。

- 4 前条第4項の保証金は、第64条第1項の使用料、同条第2項の電気、水道等の費用であつて市規則で定めるものその他の納付金の納付を遅延した場合においてこれに充当することができる。
- 5 卸売業者は、前項の規定による充当により保証金に不足が生じたとき又は預託すべき前条第4項の保証金の額が増額されたときは、不足額に相当する金額を、市長の指定する期日までに本市に追加して預託しなければならない。

(仲卸売場等の使用許可等)

第56条 第25条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る仲卸しの業務に使用する仲卸売場(仲卸しの業務を行わせる場所として市長が指定する場所をいう。以下同じ。)及び附帯施設について、市長に使用の許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により使用の許可を受ける仲卸売場及び附帯施設の位置は、市長が指定する。
- 4 仲卸業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る仲卸売場及び附帯施設の使用を開始してはならない。
- 5 前条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「同条第1項の使用の許可を受けた卸売場」とあるのは「第56条第1項の使用の許可を受けた仲卸売場」と読み替えるものとする。
- 6 市長は、第29条第1項若しくは第2項又は第69条第2項第3号の規定により第25条第1項の認定が取り消されたときは、当該認定を取り消された者に係る第1項の使用の許可を取り消すものとする。
- 7 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき
 - (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき、管理上支障があるときその他市

長が不相当と認めるとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(関連事業に係る施設の使用許可等)

第57条 関連事業者は、関連事業に使用する附帯施設について、市長に使用の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により使用の許可を受ける附帯施設の位置は、市長が指定する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附帯施設の使用を許可しない。

(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき

(3) 管理上支障があるとき

(4) その他市長が不相当と認めるとき

5 関連事業者は、市規則で定めるところにより、市長に保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る附帯施設の使用を開始してはならない。

6 第55条の規定は、前項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「同条第1項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設」とあるのは「第57条第1項の使用の許可を受けた附帯施設」と、「使用料（売上高割使用料を除く。）」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

7 市長は、第37条第1項又は第2項の規定により第36条第1項の承認が取り消されたときは、当該承認を取り消された者に係る第1項の使用の許可を取り消すものとする。

8 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

(1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき

(2) 第4項各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(施設の指定及び使用許可)

第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の土地、建物その他の施設をいう。以下同じ。）は、市長が指定する。

2 前項に規定する者以外の者で市場施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、市長の定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第2項の許可を受けた者は、保証金を本市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

5 前項の保証金の額は、当該許可を受けた施設の使用料月額額の3倍の範囲内において市長が定める。

6 第9条第1項及び第10条第1項の規定は第4項の保証金について、第8条第2項及び第3項の規定は第4項の保証金の額が50,000円以上の場合の当該保証金について、これを準用する。

(卸売業者等以外の者への施設の使用許可等)

第58条 市長は、市場の運営に必要があると認められる場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に附帯施設の使用を許可することができる。

2 前項の使用の許可を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、附帯施設の使用を許可しない。

(1) 卸売の業務、仲卸しの業務、関連事業その他これらに類する営業行為を行おうとするとき（一時的に附帯施設を使用する場合であつて、市長が特に必要と認めて承認したときを除く。）

(2) 卸売の業務、仲卸しの業務又は関連事業の遂行に支障があるとき

(3) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

- (4) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (5) 管理上支障があるとき
- (6) 暴力団の利益になるとき
- (7) その他市長が不相当と認めるとき

4 第1項の使用の許可を受けた者は、同項の使用の許可を受けた日から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

5 第1項の使用の許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、市長に前項の保証金を預託した後でなければ、第1項の使用の許可に係る附帯施設の使用を開始してはならない。

6 第55条の規定は、第4項の保証金について準用する。この場合において、同条第1項中「同条第1項の使用の許可を受けた卸売場及び附帯施設」とあるのは「第58条第1項の使用の許可を受けた附帯施設」と、「使用料（売上高割使用料を除く。）」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

7 市長は、第1項の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により第1項の使用の許可を受けたとき
- (2) 第3項各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(用途変更、転貸等の禁止)

第58条の2 第54条第1項、第56条第1項、第57条第1項又は前条第1項の指定又は同
第59条 の使用の許可

条第2項の許可 を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該指定若し
（以下「使用許可」という。）

くは使用許可を受けた市場施設（卸売場、仲卸売場又は附帯施設をいう。以下同じ。）
の用途を変更し、又は当該指定若しくは使用許可を受けた市場施設の全部若しくは一
部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、用途の変更又は他人の

使用について、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状変更の禁止等)

第58条の3 使用者は、市規則で定めるところにより市長の承認を受けずに、市
第60条 受けなければ

場施設に工作物を設置し、又は市場施設を模様替する等その原状に変更を加えてはならない。

2 省 略

(原状回復)

第58条の4 省 略
第61条

(指定又は使用許可の取消しその他の規制)

第59条 市長は、市場施設の整備、業務の監督、環境の保全その他市場の管理上必要が
第62条

あると認めるときは、使用者に対し、市場施設の指定又は使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずることができる。

(市場施設の返還)

第59条の2 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由に
第63条 、

より市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、遅滞なく、その旨を申し出て、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができる。

2 第54条第5項若しくは第6項、第56条第6項若しくは第7項、第57条第7項若しくは第8項、第58条第7項又は前条の規定により市場施設の指定若しくは使用許可の全部又は一部が取り消されたときは、使用者は、市長の指定する期間内に、自己の費用

で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができる。

(使用料等)

第60条 使用者は、別表第5 に定める使用料（以下「使用料」
第64条 市規則で定めるところにより、別表

という。)を本市に納付しなければならない。

2 前項の使用料については、市長が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。

3 市場施設において使用する電気、水道等の費用で市長の指定する ものは、当
2 であつて市規則で定める

該市場施設の使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第65条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が共同して市場の運営に資する業務を行うために市場施設を使用するとき

(2) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第66条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(報告及び検査)
検査等

第61条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めると
第67条

きは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関
又は

し指導若しくは助言を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り若しくは

り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2-3 省 略

4 市長は、売買参加者に第3章の規定を遵守させるために必要があると認めるときは、これに必要な限度において、当該売買参加者に対し、その業務に関し、指導若しくは助言を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

5 市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者に第3章の規定を遵守させるために必要があると認めるときは、これに必要な限度において、当該取引参加者に対し、その業務に関し指導又は助言を行うことができる。

(改善措置命令)

第62条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要が
第68条

あると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を下回ったとき
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市規則で定める率を下回ったとき
- (3) 市規則で定める期間にわたり経常損失が生じたとき

2 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市
3

場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市長の 定める率を
市規則で

下回つたとき

(2) 市長の 定める期間にわたり経常損失が生じたとき
市規則で

3 省 略
4

4 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとき
5

は、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとる
売買参加者 売買参加者

べき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第63条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づ
第69条

く処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を
次に掲げる処分をする

是正するために必要な措置を命じ、100,000円以下の過料を科し、又は6月以内の期

間を定めて法第15条第1項の許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

(2) 50,000円以下の過料を科すこと

(3) 第11条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

(4) 6月以内の期間を定めて第54条第1項の使用の許可の全部若しくは一部を変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずること

(5) その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該仲卸業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正次に掲げる処分をする

するために必要な措置を命じ、100,000円以下の過料を科し、第17条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること

(2) 50,000円以下の過料を科すこと

(3) 第25条第1項の認定を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認定に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

(4) 6月以内の期間を定めて第56条第1項の使用の許可の全部若しくは一部を変更し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずること

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該売買参加者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を次に掲げる処分をする

是正するために必要な措置を命じ、100,000円以下の過料を科し、第25条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる

る。

- (1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること
- (2) 50,000円以下の過料を科すこと
- (3) 第32条第1項の認定を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

4 市長は、関連事業者 がこの条例若しくは
卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者

はこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該関連事業者
取引参加者

に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、50,000
次に掲げる処分をする

円以下の過料を科し、第28条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて
その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命ずること
- (2) 50,000円以下の過料を科すこと
- (3) 6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

5 省 略

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者 について、法人
これらの者以外の取引参加者

の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の
業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反
する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止する
ほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者 に対
これらの者以外の取引参加者

して第1項から第4項までの規定を適用する。

(市場運営協議会)

第64条 省 略
第70条

2 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議するとともに、市長に意見を述べる
ことができる。

(1) 市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項（次号及び次条第2項に掲げる
事項を除く。）

(2) この条例の変更（法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項（第34条第
第1章（第5条及び第6条に限る。）から第4章までの規定

1項に定める売買取引の方法を除く。）の変更に限る。）に関する事項

3-5 省 略

6 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が 定める。
7 市規則で

第8章 市場取引委員会

(市場取引委員会)

第64条の2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、本場、東
部市場及び南港市場の部類ごとに市場取引委員会を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、市場における公正かつ効率的な売買取引を確
保するために必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、それぞれ25人以内の委員をもつて組織する。

4 市長は、委員会の答申及び意見を尊重して市場の業務の運営を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

第9章 省 略
第8章

第65条—第66条 省 略
第71条 第72条

(無許可営業の禁止)

第67条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合
第73条

及び市長が必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

何人も、次に掲げる業務を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- (1) 卸売業者が第11条第1項の許可に係る卸売の業務を行う場合
- (2) 仲卸業者が第25条第1項の認定に係る仲卸しの業務を行う場合
- (3) 関連事業者が第57条第1項の使用の許可に係る関連事業を行う場合
- (4) 市長が特に必要と認めて承認した者が当該承認に係る業務を行う場合

2 省 略

(市場への出入等に対する指示)

第68条 省 略
第74条

(市場秩序の保持等)

第69条 省 略
第75条

2 市長は、市場の秩序の保持等を図るため必要があると認めるときは、市場入場者
市場へ入場

に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることができる。
する者

(環境の保持)

第70条 省 略
第76条

2 市長は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場入場
市場へ入

者 に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることができる。
場する者

(許可等の条件)

第71条 この条例の規定による許可、認定、承認、認可又は指定には、必要な条件を
第77条 又は

附することができる。
付する

(施行の細目)

第72条 省 略
第78条

別表第1 (第34条関係)

1 本場

- (1) にんじん、ごぼう、れんこん、わらび、ばれいしよ、たまねぎ、メークインそ
の他市長が定める野菜
- (2) みかん、いよかん、ゴールデンデリシャス、ジョナゴールド、二十世紀、ネオ
マスカット、いちごその他市長が定める果実
- (3) まぐろ類、かじき類、煮干しいわし、ちりめんその他市長が定める水産物

2 東部市場

- (1) わらび、ずいき、あかめいも、えびいも、カリフラワー、赤キャベツ、ミニセ
ルリーその他市長が定める野菜
- (2) ネーブルオレンジ、ぽんかん、ゴールデンデリシャス、新世紀、甲州ぶどう、
ネオマスカット、いちじくその他市長が定める果実

(3) いんどまぐろ、めばち（冷凍品に限る。）、ちりめん（国産品に限る。）、ふし類
その他市長が定める水産物

3 南港市場

牛（生体搬入（生体で市場に入荷されることをいう。以下同じ。）に係るものに限
る。）の枝肉

別表第2（第34条関係）

1 本場

別表第1第1項各号及び別表第3第1項各号に掲げる生鮮食料品等以外の野菜、
果実、水産物及び加工食料品

2 東部市場

別表第1第2項各号及び別表第3第2項各号に掲げる生鮮食料品等以外の野菜、
果実、水産物及び加工食料品

3 南港市場

牛（生体搬入に係るものを除く。）の枝肉及び豚（生体搬入に係るものに限る。）
の枝肉

別表第3（第34条関係）

1 本場

(1) ミニトマト、リーキ、しょうが、まいたけ、輸入野菜その他市長が定める野菜
及び野菜の加工品

(2) レモン、パインアップル、キウイフルーツ、輸入果実その他市長が定める果
実及び果実の加工品

(3) あさり、うなぎ、塩干品、桜干品、練製品その他市長が定める水産物

(4) 加工食料品（市長が定める加工食料品を除く。）及び鳥卵

2 東部市場

(1) やまのいも、くわい、リーキ、大葉、輸入野菜その他市長が定める野菜及び野
菜の加工品

(2) レモン、パインアップル、キウイフルーツ、輸入果実その他市長が定める果実及び果実の加工品

(3) 貝類、淡水魚類、桜干品、湯煮品、練製品その他市長が定める水産物

(4) 加工食料品（市長が定める加工食料品を除く。）及び鳥卵

3 南港市場

豚（生体搬入に係るものを除く。）の枝肉、牛及び豚の部分肉（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。以下同じ。）その他市長が定める肉類並びに肉類の加工品

別表第4（第39条関係）

(1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

(2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

(3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）

(4) 加工食料品（第1号から第3号までに掲げる加工食料品を除く。）及び鳥卵

(5) 牛及び豚の部分肉並びに輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付をしたものに限る。）

(6) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な生鮮食料品等（前各号に掲げるものを除く。）のうち市長が定めるもの

別表第5 (第60条関係)
別表 第64条

市場	種別		使用料
本場	卸売業者	売上高割	省 略
	市場使用料	使用料	加工食料品部 税抜卸売金額に1,000分の2 (魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、 <u>鶏卵</u> にあつては1,000分の1) 及び100分の110を乗じて得た金額
		省 略	省 略
仲卸業者	売上高割	青果部	税抜販売金額 (第44条第2項ただし書の規定により販売した生鮮食料品等 に係るもので定める者を除く。) からの買受け
	市場使用料		のに限る。以下同じ。) に1,000分の2.5 (冷凍食品にあつては、1,000分の1.5) 及び100分の110を乗じて得た金額
		水産物部	税抜販売金額に1,000分の2.5 (魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5) 及び100分の110を乗じて得た金額
		加工食料品部	税抜販売金額に1,000分の2 (魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては 1,000分の1.5、 <u>あつては、</u> <u>鶏卵</u> にあつては1,000分の1) 及び100分の

			110を乗じて得た金額
	売場使用料	1平方メートルにつき	1月 2,607円（加工食料品部にあつては、1,034円）
	省略		省略
東部市場	卸売業者 市場使用料	売上高割 使用料	省略 加工食料品部 税抜卸売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額
	省略		省略
	仲卸業者 市場使用料	売上高割 使用料	青果部 税抜販売金額に1,000分の2.5（冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 水産物部 税抜販売金額に1,000分の2.5（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては、1,000分の1.5）及び100分の110を乗じて得た金額 加工食料品部 税抜販売金額に1,000分の2（魚肉入加工品及び冷凍食品にあつては1,000分の1.5、鶏卵にあつては1,000分の1）及び100分の110を乗じて得た金額
	省略		省略
	関連事業者営業所 使用料		1平方メートルにつき 1月 2,710円

	関連事業者営業所使用料	売上高割使用料	加工営業所 消費税額及び地方消費税額を含まない売上高に1,000分の2及び100分の110を乗じて得た金額
		営業所使用料	加工営業所 1平方メートルにつき 1月 338円 上記以外の営業所 1平方メートルにつき 1月 2,710円
	省略		省略
南港	省略		省略
市場	仲卸業者市場使用料	売上高割使用料	税抜販売金額に1,000分の2及び100分の110を乗じて得た金税抜買受金額
		省略	省略
	省略		省略

備考 省略